

報告事項2 国登録有形文化財(建造物)の登録について

下記の建造物について、文化財保護法第 57 条に規定する文化財登録原簿への登録のため、同法第 189 条の規定により意見具申を行った。

1 名称

下田家住宅（主屋、土蔵含む）

2 所在の場所

西東京市田無町二丁目地内

3 構造及び形式

主屋 木造 2 階建、入母屋造、棧瓦型銅板葺

土蔵 木造 2 階建、土蔵壁、切妻造、棧瓦葺

4 建築年代

主屋 安政 5 年以前（安政 5 年の家相図より）

土蔵 安政 5 年～明治 26 年（安政 5 年の家相図と明治 26 年の家相図より）

5 所見概要

下田家は、代々田無村の名主を務めた家で、青梅街道沿いに広い屋敷を構えていた。もっとも古い家相図は安政 5 年のもので棟札などが見つかっておらず、正確な建築年代は不明だが、江戸中期から後期にかけて確立されたものと考えられる。

まちの発展に伴い、敷地や敷地内の施設（稗倉や水車など）は変更されたが、主屋に関しては一部縮小、茅葺きから銅板葺き屋根への変更などはあるものの、大きく改築はされていない。土蔵は内倉で遅くとも明治 26 年には造られている。

家の構造は、天然育時代の養蚕民家作りで、屋根を広く高く作る豊かな農家のつくりをしている。間取りは梁行きで 2 列、桁行きで 3 列を配す六間取り形式が元になっている。また、30 c m 角のケヤキ材の大黒柱、屋根の破風、広い式台や書院造の奥座敷など、格式を備えた名主の民家のつくりが各所にみられる。

建造物としては、市域に残る数少ない江戸期の建物であり、格式高い養蚕農家の形態が残されているなど、非常に価値が高いものである。